市公式 LINE を利用した自治会加入の手続きについて

自治会加入促進を図るため、市公式 LINE の申請メニューに、「自治会加入申請」を追加いたします。申請があった場合は、地域振興課より該当の区・自治会長へ、申請者の情報を提供いたしますので、加入の手続きについて、ご案内をしていただくようお願いいたします。

実施予定日：**令和７年２月３日（月）**

◆LINE を利用した自治会加入手続の流れ◆

（転入者・未加入者）　→　地域振興課　→　区・自治会

①自治会加入希望者が市公式 LINE より自治会加入申込フォームに情報を入力する。	②地域振興課で申込フォームに入力された情報を確認し、該当する区・自治会を調べ、区・自治会長に加入希望者の情報を伝える。	③情報を受けとった区・自治会長は、訪問等で加入希望者と直接自治会加入手続きをする。

自治会優待カード事業について

自治会優待カード事業 PR のため、２月号地区センターだよりに以下の記事を掲載します。住民の方よりお問い合わせがある場合がございますので、ご了承ください。

自治会加入世帯限定『自治会優待カード』を知っていますか？

自治会優待カードを協賛店で見せると、割引や特典が受けられます。このカードは令和３年２月にすべての自治会加入世帯に配布されました。カードを持っていない・紛失された場合は、お住まいの地域の区・自治会長にお問い合わせください。

自治会に加入したい方は・・・

左記の自治会加入申込フォームから申請をお願いします。申請後、該当の区・自治会より加入手続きの案内を行います。

【お問い合わせ】地域振興課　04-2964-1111（内線 2142）

協賛店一覧はこちら　→　（市公式 HP）

【区・自治会長の皆様へ】

- 自治会優待カードの予備分については、区・自治会長が管理し、新たに自治会へ加入された方・紛失された方等にお渡しください。
- 新年度に区・自治会長が変更となる場合は、自治会優待カードの予備カードについて、新区・自治会長への引継ぎをしてください。
- 自治会管理の予備カードがなくなった場合は、地区センターもしくは地域振興課まで取りにきていただくようお願いします。（事前にお電話いただけますとスムーズにお渡しできます）